

門真市子ども・子育て会議について

○設置根拠

子ども・子育て支援法第 77 条に基づく地方版子ども・子育て会議として、市の附属機関に位置づけたもの。

○所掌事務

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に基づく事務

《参考》 子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第 31 条に規定する事項を処理すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第 43 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第 61 条第 7 項に規定する事項を処理すること。
- (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

○会議開催回数 全 8 回（うち 1 回は予備）

年度	回	審議内容	開催予定時期
25	1	委嘱・諮問・次世代計画のレビュー（計画概要、現状の説明）・子ども・子育て支援法の概要説明	H25.9 月頃
	2	ニーズ調査結果報告	H25.12～26.2 月頃
	3	計画（案）に関する審議	H25.2 月頃
26	4	計画（案）に関する審議	H26.5 頃
	5	計画（案）に関する審議	H26.7 月頃
	6	計画（案）に関する審議	H26.8 月頃
	7	パブコメによる修正について	予備

○委員構成 全19名

分類	人数	依頼先	依頼理由
学識経験者	2	保育に関する学識経験者	各分野の専門的な見地から意見を聴取するため。
		幼児教育に関する学識経験者	
医療団体を代表する者	1	門真市医師会	子どもの医療面での支援方策について意見を聴取するため。
地域福祉団体を代表する者	2	門真市民生委員児童委員協議会	地域における子どもの見守りを行うなど、様々な関わりを持つ担い手の立場からの意見を聴取するため。
		門真市社会福祉協議会	福祉に関する様々な事業の担い手である立場からの意見を聴取するため。
市民団体を代表する者	2	門真市自治連合会	地域における子ども・子育て支援の役割を担う立場からの意見を聴取するため。
		門真市PTA協議会	小中学校の保護者の立場からの意見を聴取するため。
保護者の代表	2	公募（未就学児の保護者）	各園を利用する当事者の意見を聴取するため。
		公募（未就学児の保護者）	
事業者を代表する者	1	守口門真商工会議所	労働者を雇用する立場からの子ども・子育て支援に関する意見を聴取するため。
労働者を代表する者	1	連合大阪守口門真協議会	労働者の立場からの子ども・子育て支援に関する意見を聴取するため。
子育て関係事業の実施に係のある者	3	門真市民間保育園協議会	子ども・子育て事業を実施する立場からの意見を聴取するため。
		門真市私立幼稚園協議会	
		地域子育て支援センター	
市民の代表	1	公募 (20才以上の市民)	市民の代表として、本市の子ども施策に対し意見を述べてもらうため。
関係行政機関	4	大阪府中央子ども家庭センター	児童虐待など社会的養護を要する子どもやその家庭に対する支援の担い手としての意見を聴取するため。
		公立保育園	公立の立場からの保育に関する意見を聴取するため。
		公立幼稚園	公立の立場からの幼児教育に関する意見を聴取するため。
		小中学校長会	小中学校児童に対する総合的な支援方策を検討するため、教育現場からの子ども施策に対する意見を聴取するため。